

## 1. 平成27年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成27年10月7日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第123号 郡上市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程4 議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第125号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程6 議案第126号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第127号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第129号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第130号 郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第131号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第132号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第133号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第134号 大和生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第136号 平成26年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第137号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第138号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第139号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第140号 平成26年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第141号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第142号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程23 議案第143号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第144号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第145号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第146号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第147号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第148号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第149号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第150号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程31 議案第151号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程32 議案第152号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程33 議案第153号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程34 議案第154号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程35 議案第155号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程36 議案第156号 平成26年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程37 議案第157号 平成26年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程38 請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願
- 日程39 請願第6号 安全保障関連法案（平和安全法制整備法案、国際平和支援法案）の廃案を求める意見書を採択する請願書
- 日程40 議発第8号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程41 議発第9号 議員派遣について
- 日程42 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程43 議報告第9号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）
- 日程44 議報告第10号 中間報告について

## 2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程44まで

日程45 議案第168号 工事請負契約の締結について（小川小学校校舎棟新築（建築）工事）

日程46 議発第10号 安全保障法制の慎重な運用を求める意見書について

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	教 育 長	青 木 修
市長公室長	田 中 義 久	総 務 部 長	三 島 哲 也
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	山 下 正 則	建 設 部 長	古 川 甲子夫
環境水道部長	平 澤 克 典	教 育 次 長	細 川 竜 弥
会計管理者	佐 藤 宗 春	消 防 長	川 島 和 美
郡上市民病院		国保白鳥病院	
事務局長	尾 藤 康 春	事務局長	藤 代 求
郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課 主任主査	加 藤 光 俊
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

## ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、9月10日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 山田忠平君、9番 村瀬弥治郎君を指名いたします。

---

## ◎議案第122号から議案第135号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程15、議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました14議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成27年9月10日開会の平成27年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例7議案につきまして、平成27年9月29日開催の第3回総務常任委員会及び10月1日開催の第4回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「特定警察職員等」の定義が地方公務員等共済組合法から削除され、新たに厚生年金保険法において規定されたことから、条例で引用する法律名を改めるため条例を改正するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、被用者年金の一元化について質問があり、平成27年10月1日から公務員の共済年金が厚生年金に統一される。保険料の算定方法についても、厚生年金と同様に4月から6月までの報酬の平均により保険料が決定される「標準報酬制」という仕組みに移行するとの説明がありました。

共済年金の職域加算について質問があり、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、職域加算は廃止されるとの説明がありました。

消防職員に再任用がないことについて質問があり、消防職員は年金受給開始年齢の段階的引き上げが、一般の職員より6年おくれてスタートするため、再任用も6年おくれになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第123号 郡上市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について。

市長公室長から、平成17年度に人事院で0.3%削減の勧告が出ており、さらに郡上市として4.7%削減することで合わせて5%の人件費削減措置を行ったが、特例期間が終了しているため今回廃止するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、条例を廃止しても過去のことがわかるのかとの質問があり、履歴は残るとの説明がありました。

時限的に条例を制定し、期間を終了している条例がほかにもあるのかとの質問があり、例規審査委員会で確認した中では、廃止する条例はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）では、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義し、厳格な保護措置を講じることとなっており、市町村に対し、保有する特定個人情報が適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることと規定されているため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、特定個人情報とはどういったものかとの質問があり、12桁の個人番号を含む個人情報と定義されており、例えば住民票や税の証明などに個人番号が付された場合は特定個人情報となり、番号法の適用を受けることになるとの説明がありました。

番号を控えられ悪用される心配はないかとの質問があり、個人番号を市職員が漏えいしたり、第三者が抽出目的で故意に収集するという行為は処罰が厳しくされているが、不用意に個人番号カードを提示して番号を控えられるおそれがあるため、提示するときの注意は必要になる。職員に対し

ては、特定個人情報の取り扱いの実施要領等を整備するとの説明がありました。

個人番号カードを本人確認や消費税の還付、預金をするときなど幅広く活用することになると、個人番号を大事にしようとする一方で矛盾を感じるとの質問があり、クレジットカード等にも番号、氏名が入っており、個人番号をどのように厳密に取り扱うかという考え方は同じである。インターネット等で個人番号を本人が使うときにはパスワードが必要であり、セキュリティーはしっかりしている。利便性について可能性を探っていくことになるが、情報を芋づる式に全部知られてしまうということがない仕組みが構築されている。特定個人情報を取り扱う部署においては、別に定める「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」に基づき、情報を取り扱うこととしている。また、「特定個人情報の取り扱いに関する規程」を別途設け、これに基づいて職員は取り扱いを厳重に行うことで、庁内体制を万全なものとするとの説明がありました。

暗証番号の利用について質問があり、平成29年1月からマイナポータルというサイトができるので、4桁の暗証番号を使って自分の個人番号の使用状況を確認することができる。市民には今後、個人番号カード受け取り時の暗証番号登録等の手続や活用について、説明をしていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第125号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

総務部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、条例で定めれば個人番号を利用し滞納情報などが庁内で共有できるようになるのかとの質問があり、番号法で規定している事務以外では特定個人番号を取り扱うことができず、市の条例でも個人番号を利用しての滞納情報の収集と提供は、番号法で規制されていないためできないと考えるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第126号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、和良振興事務所の新築移転に伴い、防災行政無線施設の位置等を改めるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第127号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う地方税法の一部改正等により、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う住民基本台帳法施行令等の一部改正に基づき、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、通知カードを忘れてたりして番号がわからないときの取り扱いについて質問があり、通知カードを再発行すると500円の手数料が必要となるので、個人番号入りの住民票をとっていただくと、300円の手数料がかかることになるが、番号を確認することができる。ただし、個人番号入りの住民票や証明書等の取り扱いには注意してほしいとの説明がありました。

個人番号カードが10年たったときは、再発行の扱いになるのかとの質問があり、無料となるのは最初の1回のみであるので、10年後は再発行の手続きをとっていただき、800円の手数料が必要になるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成27年10月7日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） おはようございます。産業建設常任委員会から報告させていただきます。

平成27年9月10日開会の平成27年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、平成27年9月30日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第129号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、郡上市営水沢上牧場において市が牛を所有する畜舎運営事業を廃止したことに伴い、条文の「畜舎運営事業」を削除するものである。今後、事業で使用しなくなった畜舎等は、普通財産として市内畜産農家を対象に借り手を公募し、8年間をめどに貸し出し、その後無償譲渡していきたいとの説明を受けました。

審査の中で、委員からは、複数の畜産農家から応募があった場合の選定について質問があり、複数の応募があっても共同での貸し出しは想定していない。選定に当たっては、後継者等も考慮し、継続的に将来にわたって畜産経営をしていただける方で、過去の経営状況等も把握した上で経営がしっかりした方を選定したいとの説明がありました。

施設の修繕状況について質問があり、屋根の塗装は合併前に全て済ませてある。一部の牛舎で柱の傷みが激しかったため、昨年度ある程度の修理は済ませたが、施設は28年を経過しており、全体的に老朽化しているとの説明がありました。

鉄骨の建物は、固定資産の評価が下がらない。8年後に無償譲渡する際には、課税状況について事前に言うておく必要がないかとの質問があり、損耗部分は考慮されるが、応募者には無償譲渡後の固定資産税についても説明し、了解を得たいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第130号 郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、条文中の表記の統一と、白鳥町二日町地区及び中西地区の2施設について、所在地の表記に違いがあったため、これらを改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からは、違っていた地番の所有者や地目の状況について質問があり、訂正前の地番は現存していないものであり影響はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第131号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、県が推進する「清流の国ぎふ」づくりに伴い、県営農村環境整備事業等で整備された小水力発電施設の名称に「清流」を入れるため、石徹白1号用水力発電所の名称を「石徹白清流発電所」と改めることと、地番を分筆後の表記に変更するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年10月7日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年9月10日開会の平成27年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、平成27年9月25日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第132号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、公民館施設の位置について実状を調査したところ、過去の経緯により条例上の位置と実際の位置との誤差が生じていたことから、実地番に訂正するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第133号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市図書館の位置について、実状の位置の地番へ訂正するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第134号 大和生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、大和生涯学習センターの位置について、実状の位置の地番へ訂正するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、1つの施設に公民館及び生涯学習センター、図書室と3つの名称を掲げることについて質問があり、同じ建物内にある施設のうち、1つの施設を移設する場合が想定されること、また、一つ一つの施設の設置目的や性質の違いから、それぞれの施設に名称が必要であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、厚生労働省令の改正に伴い、サービス名称の変更、外部評価機関による事業所のサービス評価の見直し等所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内における介護離職者数について質問があり、実数は把握していないが、介護人材の確保と養成のため、介護資格取得に要する費用の一部助成を行っているとの説明が

ありました。

また、介護離職者数を把握し、将来を見据えた上で総合戦略等を立てられたいとの意見があり、民間事業所等に対する介護休暇制度の周知や理解を求めることが必要であり、第6期介護保険事業計画では、医療・介護・福祉・保健分野に携わる多職種が連携して、在宅介護を支援する体制を構築し、要介護者が安心して住み続けられる環境づくりに努めたいとの説明がありました。

事業所のサービス評価が、県が指定する外部評価機関から各事業所に設置されている運営推進会議に変更されることにより、評価水準や介護サービスの低下につながる懸念について質問があり、自治会役員や民生委員など地域の関係者が参画する機関が評価を行うことで、地域の生の声が反映されることが期待でき、また、市職員の参画をもって運営推進会議の機能を強化して適正な評価を行いたいとの説明がありました。

記録保存の起算日を変更することによる実務への影響について質問があり、運用上の変更はないが、「完結の日」と明確に定めたものであるとの説明がありました。

事業所の定員増に対する助成措置について質問があり、国県補助制度等の活用を含め、事業所の実情に即した支援に努めたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成27年10月7日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第122号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第123号 郡上市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第123号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 野田です。議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

この制度は、住民票のある一人一人に12桁の番号をつけ、税金や社会保障、災害に関する情報を連携させ国が一元的に管理、利用するものです。民主党政権のときに社会保障を推進するためという説明でありました。しかし、安倍政権になって、法案の目的を修正し、成長戦略に番号制導入とIT国家化を位置づけ、民間分野での利用拡大へと転換しました。

マイナンバー法が成立したのは、2013年5月で、ことし9月改定、その内容は金融機関の預貯金口座、メタボ検診、予防接種などにマイナンバーをつけるという民間や医療分野に利用を拡大するものです。個人番号カードにはICチップが搭載されています。

安倍政権が目指しているのは、やがて社員証、健康保険証、クレジットカードも統合するワンカード化だとも言われています。さらに、顔写真、指紋や虹彩など、目です、生体情報も入れる計画です。カードを全国民が所持し、常時必携、国民監視の道具にされかねません。

政府は利便性が高まると宣伝していますが、年に数回の行政手続の一部が省略できる程度であり、マイナンバー制度でなくてもできます。10%消費税の軽減策としての飲食料品の2%還付案などが出てきましたが、これには批判が続出しています。買い物のたびに個人番号カードを持ち歩くことは、個人情報保護の観点からも考えられないことです。

マイナンバー制度の本当の狙いは、「税の収集漏れや不正受給防止を強め、社会保障などの公共サービスを抑制することにある」と、多くの識者が指摘しています。

全員強制、生涯不変、官民共通利用の番号が使われるようになると、個人の情報があちこちにためられ、番号そのものに価値が生まれる。

アメリカ、韓国では、大量の個人情報の流出となり、すさまじい被害が深刻になっており、現在では、民間分野での利用禁止や規制、省庁により独自番号への切りかえなど、官民共通利用の見直しが始まっています。ドイツやフランス、イギリスは実施していません。

以上のことから、この制度には多くの問題点があり、議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例に対し、反対の討論といたします。議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 先ほどの委員長報告にありましたように、この議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、国が進めますいわゆるマイナンバー制度につきまして、郡上市の特定個人情報が適正な取り扱いを確保するための条例改正であります。この条例改正をしないと、マイナンバーが施行されたときに、郡上市ではいろんな影響が出てくると考えております。

国が進めますマイナンバー制度が、スムーズに郡上市で利用され、また、郡上市の個人情報の保護がしっかりなされるように、この一部改正は必要だと思っておりますので、この条例の改正に賛同するものであります。全議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第124号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第125号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第125号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第126号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第126号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

議案第127号 郡上市税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。議案第127号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例に対し反対討論を行います。

（発言する者あり）

○6番（野田龍雄君） 間違えましたか。

（発言する者あり）

○6番（野田龍雄君） 間違えておりました。どうも失礼しました。言い直しをします。

郡上市税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う地方税法の一部改正等により、所要の規定を整備するため定められるものです。

しかし、私は、第124号の郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例で申し述べましたように、このマイナンバー制度が持つ問題点について、危惧の念を持たざるを得ませんし、この条例によってマイナンバー制度の郡上市での施行に対し、問題意識を持たざるを得ないということを申し上げたいと思います。

マイナンバー制度に対する問題、課題については、さきの第124号の討論で申し上げましたように、1つ目に税金や社会保障、災害に対する情報を連携させ、国が一元的に管理、利用すること。2つ目に、民間や医療分野に利用拡大する計画があること。3番目に、国の成長戦略に番号制導入とIT国家化を位置づけ、個人情報をそのために利用しようとしていること。4番目に、カードを全国民が所持し常時必携、国民監視の道具にされかねないこと。5番目に、税の徴収漏れや不正受給防止を強め、社会保障などの公共サービスを抑制することを狙っていること。6番目に、アメリカ、韓国では官民共通利用の見直しが始まっていること。ドイツ、フランス、イギリス等では実施していないなど、この制度の問題点を感じております。

以上の心配は、多くの市民の皆さんの心配であり、議会報告会などでも聞かれたものです。こうした心配が現実のものとならないように、市当局におかれては、漏えいやなりすまし被害を未然に防止する対策を一層強化されることを求めます。同時に、このように性急に制度の実施を地方自治体に迫り、問題点への対応を押しつける安倍政権のやり方に対し、怒りを禁じ得ません。

制度全体に問題点と課題があることを指摘し、そうした被害に遭わないようさらなる対策を求め、この議案125号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する。

（発言する者あり）

○6番（野田龍雄君） 失礼しました。申しわけありません。

127号の郡上市税条例の一部を改正する条例に対する反対討論といたします。議員の皆さんの御賛同をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 武藤です。議案第127号 郡上市税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この税条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど述べました国が進めますマイナンバー制度を郡上市として有効に利用するために、条例の改正を行うものであり、この条例を制定していただきまして、マイナンバー制度の利用を進めていただきたいと思いますので、賛成といたします。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第127号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第128号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第129号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第129号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第130号 郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第130号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第131号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第131号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第132号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第132号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第133号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第133号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第134号 大和生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第134号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第135号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第136号から議案第157号までについて(委員長報告・討論・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程16、議案第136号 平成26年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程37、議案第157号 平成26年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました22議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員長、5番 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) それでは、委員会報告をいたします。

平成27年9月10日開会の平成27年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました平成26年度決算認定関係22議案につきまして、平成27年9月14日開催の第1回決算認定特別委員会、平成27年9月15日開催の第2回決算認定特別委員会及び平成27年9月16日開催の第3回決算認定特別委員会において、慎重に審査をいたしましたので、報告いたします。なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第136号 平成26年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について。

本委員会としては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

議案第137号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第138号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第139号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第140号 平成26年度郡上市介護保険特

別会計歳入歳出決算認定について、議案第141号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第142号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第143号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第144号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第145号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第146号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第147号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第148号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第149号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第150号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第151号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第152号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第153号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第154号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第155号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第156号 平成26年度郡上市水道事業会計決算認定について、議案第157号 平成26年度郡上市病院事業等会計決算認定について、以上、21議案は、本委員会としては、全会一致で認定することに決定いたしました。

以上のおり報告いたします。平成27年10月7日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 兼山悌孝。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第136号 平成26年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。議案第136号 平成26年度郡上市一般会計決算に反対する立場から討論を行います。

昨年度予算より、歳出が1.6%増の308億8,300万円の決算規模で、歳出では、その主なものは、普通建設事業費が5.5億円の増、扶助費が1.4億円の増、公債費が7億円の減であります。

また、実質公債費比率が、平成18年度から18%を超え、県の許可が必要となってから、郡上市は市債の発行を抑え繰り上げ償還など行って、25年度の決算で16.8%となり、26年度決算では1.5%

下げて15%となりました。それでも、県下では第2位であり、公債費という借金の返済は、26年度では約50億円です。扶助費の31億円や普通建設事業費の53億円に比べてもその大きさがわかります。この地方債残高の額を減らし、他の施策へ振り向けるようにするためにも、今後とも着実な努力が必要と考えます。

また、26年度は、マイナンバー制度の構築のため社会保障・税番号システム整備事業が導入され、社会保障や税の個人情報国や地方自治体に掌握されるように準備が進んでいます。

これも大きな問題であり、個人情報の漏えいやなりすまし被害の問題が危惧されています。また、この制度が一層拡大され、個人の全資産や健康情報などが国によって掌握されることに対する心配の声が聞かれており、これらの問題に対する対応は今後の大きな課題であると考えます。

以上のことから、平成26年度郡上市一般会計に対する反対討論とします。議員の皆さんの御賛同をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

前提といたしまして、平成26年度予算は、郡上市議会の意思としてその執行を求めたものであり、我々の議決に基づいて職員一同適正に事務を遂行されたことは、齋藤、村瀬両監査委員の審査報告でも、また、決算認定特別委員会でも明らかになったものであります。

また、本議案の審査の中で、実質公債費比率、将来負担比率等、財政状況の改善も明らかになりました。市民の皆さんの御理解のたまものであります。

今後とも、市民の信頼を損なうことのないよう適正な事務遂行を徹底されること、そして、今後は市民の期待に応えることのできる、市民の皆さんがみんなでやらまいかと夢の持てる、元気、やる気にあふれる郡上につながる予算編成となるよう、議会での審議の過程を重く執行機関には受けとめていただくことを求め、賛成の討論とさせていただきます。議員諸兄の賛成をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第136号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第136号は原案のとおり認定することに

決定いたしました。

議案第137号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第137号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第138号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第138号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第139号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第139号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第140号 平成26年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第140号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第141号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第141号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第142号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第142号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第143号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第143号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第144号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第144号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第145号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第145号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第146号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第146号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第147号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第147号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第148号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第148号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第149号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第149号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第150号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第150号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第150号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第151号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第151号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第151号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第152号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第152号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第152号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第153号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第153号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第153号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第154号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第154号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第154号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第155号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の

通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第155号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第155号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第156号 平成26年度郡上市水道事業会計決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第156号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第156号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第157号 平成26年度郡上市病院事業等会計決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第157号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第157号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎請願第5号から請願第6号までについて(委員長報告・討論・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程38、請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願と日程39、請願第6号 安全保障関連法案(平和安全法制整備法案、国際平和支援法案)の廃案を求める意見書を採択する請願書の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2件は、所管の総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について報告いただきます。

総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成27年9月10日開会の平成27年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願2議案につきまして、平成27年9月29日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内

容を報告いたします。

請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願、請願第6号 安全保障関連法案（平和安全法制整備法案、国際平和支援法案）の廃案を求める意見書を採択する請願書。

審査に当たり、請願第5号及び請願6号は関連があるため、一括議題として紹介議員に説明を求め、質疑の後、採決を行いました。

紹介議員からは、6月定例会において、郡上市議会としても慎重に審議するように意見書を出したところであるが、参議院安保法制特別委員会では議事録に書けないほどの騒音の中で、採決が行われ参議院で可決した。この請願は、安全保障関連法案の廃案を求めるとしており、成立を認めていない。郡上市議会として、市民の声を受けて前回の意見書に沿った意見書を提出してほしいとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、この請願は2つとも廃案を求めるとあるが、既に成立した法案を廃案にすることは、実現の可能性がないので不採択とするほかないとの意見がありました。

強行採決に抗議し、今後の日本の安全と平和を守っていくための方向について意見が出せるとよいとの意見がありました。

国際社会の中で、日本はどうあるべきかを考えての国の判断だと思ふとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、賛成少数で請願第5号及び請願第6号を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成27年10月7日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願に対する討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。これは、2つ一緒ということによろしいですか。5号、6号を。

○議長（尾村忠雄君） 一つずつです。

○6番（野田龍雄君） 5号の安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採決についての請願につい

て、委員長報告は不採択ということでしたので、不採択に反対し、ぜひ採択していただきたいという討論を行います。

去る9月19日、参議院本会議で、安全保障関連法案は強行採決、成立となりました。が、私はこの採決を認めることはできません。

衆議院でも審議不十分で強行採決し、そのとき、安倍首相は、「国民の理解は不十分だ、今後丁寧に説明する」と言いました。そして、国会を95日間も延長して参議院の審議となりましたが、その間、政府の説明はふらふらと揺れ続け、100回以上も審議が中断しました。

法案成立前に、自衛隊幹部がアメリカと「8月中に成立する」と約束をしていたり、その資料の提出さえしない、そのような不正常な審議の末、中央公聴会と地方公聴会を引き続き行い、その公聴会についての審議もせず、あの大騒動になった特別委員会で、最後の総括質疑も打ち切って何が何やらわからぬ中で採決、成立でした。このときの議事録には、聴取不能としか記録されていません。

19日の参議院本会議で採決、成立後に、安倍首相は、「国民の理解は不十分である、今後理解が進むように努力する」と言いましたが、本来、国会で十分な説明をするべきです。

国会の外での国民の反対運動は大きく盛り上がり、マスコミも取り上げざるを得ませんでした。アンケートなどによる法案への反対は58%、法案は憲法違反が55%、法案の説明が不十分は80%、その他のアンケートもありますが、ほぼ似通った数字が出ております。

多数の国民の声が反対なのに、その国民の疑問に答えようとせず、強行採決によって無理やり結論を出したやり方は、到底民主主義を尊重したとは言えません。このような経過での採決は認めることはできません。

郡上市議会は、6月30日に国や国会に慎重審議を求める意見書を提出しました。郡上市議会の事宜を得た適切な判断に対し、多くの方から指示、賛同の声をいただきました。

今回の請願は、安全保障関連法案の廃案を求める請願書ですが、残念ながら9月19日の強行採決、成立で、請願の求める廃案は現実にはないままです。この本会議場での議員の皆さんも、政府の対応に対し大きな怒りを持っておられることと推察します。しかし、安全保障関連法案は成立したものの、その危険性、違憲性は少しも変わっていません。

請願書提出の時点では、何としても郡上市議会でも廃案を求める意見書を国や国会に送ってほしいとの願いで提出したのですが、今日の時点では、廃案という言葉ではなく、成立した安全保障関連法の廃止を求める願意として理解していただき、不十分な審議と強行採決に抗議し、安全保障関連法の廃止を求める意見書を衆議院と参議院に送付していただくようお願いをします。

岩手県議会でも、去る9月24日臨時議会でそうした意見書が可決されています。

当委員会でのこの請願に込められた願いをしっかりと受けとめていただき、安全保障関連法案の

廃案を求める請願書を可決していただけますようお願い申し上げます。

委員長報告の不採択に対し、反対の討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいまは、請願の不採択に反対の立場での討論でありましたが、ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 12番、上田です。ただいまの請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願に対し、委員長報告のとおり採択しないことに賛成の立場から意見を述べます。

御存じのように、安全保障関連2法案は、本年7月16日に衆議院本会議において起立採決をされ、自民党、公明党、次世代の党などの賛成により可決され、参議院へ送付されました。

参議院では9月17日、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で採決が行われ、賛成多数により可決、同日午後8時10分に参議院本会議が開会されましたが、議事が進行せず、翌々日の19日午前零時10分に改めて参議院本会議が開会されました。17日の参議院本会議での採決が混乱し、野党側は無効だと指摘しましたが、鴻池祥肇委員長は、本会議の冒頭で採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定したと報告をいたしました。

その後、各党が同法に賛成、反対の立場から討論を行った後、記名投票による採決がなされ、自民党、公明党、次世代の党、新党改革、日本を元気にする会などの賛成多数によって、午前2時18分に安全保障関連法案は可決、成立いたしました。

さらに、政府は、安全保障関連法による自衛隊海外派遣をめぐる国会関与の強化についての5党合意を尊重すると、閣議決定をしたということでもあります。

さて、私たち議員が、議会活動でのよりどころにしております規範といいますか、ルールを記したものに議員必携という書籍があり、その中に、「請願・陳情の審査」という章があります。そこに、委員会での審査方法が明確に記載されておりますので、引用しますと次のとおりであります。

「請願の採択に当たっては、法令上の基準はないので、委員会の自主的判断によるが、一般的には願意が妥当であるか、次に実現の可能性があるか、さらに町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」などが、その判断の基準とされております。

「願意の妥当性とは、法令上あるいは公益上の見地から見て、合理的なものをいい、また、実現の可能性とは、その緊急性や重要性及び財政事情などから見て、ごく近い将来実現の可能性のあるものをいい、厳格に解釈しなければならない」とされております。

したがって、「願意が妥当性を欠き、実現の可能性のないもの、あるいは町村行政なり議会の権限に属しない事項に係るものは、不採択とするほかない」との表記であります。

よって、本請願は、願意の妥当性、実現の可能性という見地からはほど遠いものがあり、不採択とすることもやむを得ない判断でありますので、委員長報告に賛成をいたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、終結し採決いたします。

請願第5号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものですが、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成少数と認めます。よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第6号 安全保障関連法案（平和安全法制整備法案、国際平和支援法案）の廃案を求める意見書を採択する請願書に対する討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。6号も、安全保障関連法案（平和安全法制整備法案、国際平和支援法案）の廃案を求める意見書を採択する請願書で、趣旨も内容も同じでありますので、私も同じ討論になりますが、同じことを繰り返してもいけないと思いますので、このことについては、郡上市の、今、上田議員のほうから、議員必携等にある願意の問題あるいは妥当性等の問題点を指摘されました。

しかし、恐らく多くの議員の皆さんは、今回のこの国会での動きを見て、非常に問題があったというふうに感じておられると思います。そして、国民の多くの皆さんのこの問題に対する取り組みといたしますか、叫びといたしますか、それは非常に大きなものでありまして、政党が動員するとか、団体の動員によって来たというのではなく、テレビでも言われたように、もう黙っておれんで来たんだという人が随分たくさんありました。

こういうこの状況の中で、この日本の針路を大きく左右するこの法案の成立、これについては非常に問題を感じております。その成立したすぐに、安倍総理は、今度は経済だと、あの問題はもう済んだと言わんばかりの発言をし、そして、その次にはTPPの環太平洋の連携条約についての話し合いが、ほぼまとまったという発表がありました。そして、このことによって経団連とか経済界からは歓迎の声が出ております。しかし、一方では、地域の農協とか農民団体から心配の声が出ております。

安全保障。

（発言する者あり）

○6番（野田龍雄君） いいえ、あります。

この法案の成立を、社会にこれからは経済だと、こういう言い方をしてますけれども、私は、そうではなしに、この法案がアメリカにすすめられてやらざるを得ずにやってきた。そして、今後は、非常にアメリカは今までも随分たくさんの武力行使をしておりますけれども、そういった政策に一步步つ加担をしていくことになる非常に大きな問題であるというふうに思います。

しかもそれは、日本は決して海外の戦闘に参加しないと決まったものが、なし崩しに少しずつ参加せざるを得なくなるような内容であり、翌日からの、この成立翌日からの報道でも、自衛隊では既にいろんな計画を持っておるといことが連日出ております。

そういった点で、この問題の重大性をきちんと認識していただき、こういった市民の声に応じて、ぜひとも、これ廃案となっておりますけれども、時期的にずれて、何ともならなんだんですけれども、今の段階では廃止をするという願意としてとっていただいて、ぜひ御賛同をいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） ただいまは、請願の不採択に反対の立場での討論でありましたが、ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいまの請願第6号も先ほどの請願第5号と同じ内容の請願であります。そういったことから、委員長報告のとおり不採択に賛成の立場であります。

理由は、先ほど請願第5号で述べたとおりであります。議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

請願第6号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものですが、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成少数と認めます。よって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

（午前11時02分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程40、議発第8号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

---

議発第8号

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について

郡上市議会会議規則（平成24年郡上市議会会議規則第2号）の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年10月7日提出

提出者 郡上市議会議員 山田忠平

賛成者 郡上市議会議員 野田龍雄

賛成者 郡上市議会議員 清水正照

郡上市議会議長 尾村忠雄様

提案理由

議会及び委員会における欠席等の届け出をするときのその理由づけの規定を整備するため、この規則を定めようとする。

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則、郡上市議会会議規則（平成24年郡上市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「議員は、」の次に、「疾病、出産その他」を加える。

第91条中、「委員は、」の次に、「疾病、出産その他」を加える。

附則、この規則は公布の日から施行する。

---

裏面につきましては、新旧対照表でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 8番、山田。議発第8号の郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についてを提案説明を行います。

ただいま局長のほうから条文につきましては、朗読のあったとおりでありますので、お願いをいたします。

趣旨につきましては、事故のための欠席届が一括でありましたので、今までも出産や疾病については、もちろん欠席は可能でありましたが、近年の男女共同参画の状況等に鑑み、欠席理由をより明確にして、地方議会において、おのおのの議会活動を促進するために改正を行うものでありますので、議員諸氏の賛同をよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第8号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第8号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第9号について（採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程41、議発第9号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第15号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程42、報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。  
報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第15号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成27年10月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚めくっていただきまして、専決第11号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年9月28日。郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成27年5月14日午後3時25分ごろでございますけど、郡上市八幡町有坂148番地の5（郡上クリーンセンターの構内）でございますけど、において、ごみ収集車両が洗車ピットに入るため後退したところ、後方にありました相手車と接触し、市は示談により損害を賠償するものでございます。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、11万6,620円でございます。

どうも失礼しました。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） よろしいですか。

以上で、報告第15号の報告を終わります。

---

#### ◎議報告第9号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程43、議報告第9号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）。

議員派遣報告書を別紙の写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

---

#### ◎議報告第10号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程44、議報告第10号 中間報告について。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、議会改革特別委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第168号 工事請負契約の締結について（小川小学校校舎棟新築（建築）工事）と議発第10号 安全保障法制の慎重な運用を求める意見書の2議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

---

#### ◎議案第168号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程45、議案第168号 工事請負契約の締結について（小川小学校校舎棟新築（建築）工事）を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第168号工事請負契約の締結について（小川小学校校舎棟新築（建築）工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年10月7日提出、郡上市長日置敏明。

- 1、契約の目的、小川小学校校舎棟新築（建築）工事。
- 2、契約金額、変更前、1億4,796万円、変更後、1億5,305万40円。
- 3、契約の相手方、郡上市八幡町旭1035番地、株式会社高垣組、代表取締役 森下光。
- 4、工事の場所、郡上市明宝小川632番地。

それでは、1枚議案をお開きいただきますと中に資料をつけてございます。重複をいたしますところは、説明のほうを省略させていただきます。

4の工期でございますが、平成27年7月28日より平成28年3月30日、これは変更ございません。

続きまして、7番の変更理由でございます。事業費が増額となります理由でございますが、地盤改良の工法変更による増でございます。当初、表層地盤改良で計画しておりましたが、現場土質から改良土のサンプリングを行い、強度試験を実施しましたところ、設計地耐力が確保できなかったため、表層地盤改良を取りやめ、置換工法、これは不良土を全て撤去をいたしまして、良質土に入れかえるという工法でございますが、これに変更するというものでございます。

なお、実施設計時のボーリング調査で、いわゆる黒土がまざっておるというような不良土であることは事前に把握しておりましたので、表層改良工事、表層改良、地盤改良または柱状改良という対応する予定でございましたが、それでも地耐力が得られなかったということで、置換工法に変

更をするというものでございます。

これに伴いまして、以下のとおり土工事が変更となるものでございます。

掘削につきまして、当初685.9立米を予定しておりましたが、変更後は1,543.8立米、購入土につきましては、当初は計画してございませんでしたが、変更後は857.9立米、残土処分につきましては、145.9立米を予定しておりましたが、変更後は1,003.8立米、表層改良につきましては、今説明いたしました857.9立米を予定しておりましたが、変更後は表層改良はございません。この分は減となりますが。

このように、地盤改良の工法変更によりまして増になりますことから、変更後の契約金額が1億5,000万円以上となるために、議決審査をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第168号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第168号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第168号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第168号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第10号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程46、議発第10号 安全保障法制の慎重な運用を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

---

議発第10号

安全保障法制の慎重な運用を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成27年10月7日提出

提出者 郡上市議会議員 清 水 正 照

賛成者 郡上市議会議員 田 中 和 幸

賛成者 郡上市議会議員 野 田 龍 雄

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄 様

安全保障法制の慎重な運用を求める意見書（案）

郡上市議会は、去る6月定例会において、安全保障法制整備に当たり慎重審議を求める意見書を提出しました。

3カ月を超える国会審議の末、9月19日に参議院本会議において、安全保障法制関連法案が成立しました。

今回の法制整備は、我が国の防衛・安全保障の根幹にかかわり、国民生活にも強く影響を及ぼす重要な問題であることを鑑み、政府は今後も国民の不安や疑念を払拭するために、説明責任を果たすとともに、憲法の理念として尊重されてきた立憲主義、平和主義との関係を念頭に置き、慎重な運用をされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年10月7日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

防衛大臣

---

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ただいま議題になっております安全保障法制の慎重な運用を求める意見書（案）について、提案説明を行います。

文面に書いてあるのはしたるところでございますが、去る6月30日、郡上市議会は、安全保障法制整備に当たり慎重審議を求める意見書を議員各位の御理解をいただき、全会一致で可決し、国の関係機関へ提出をいたしました。

国においては、議論がされ、9月19日の参議院本会議において、安全保障関連法案が可決、成立をいたしました。

今回の法整備は、戦後70年間維持してきた憲法の解釈による大きな転換であり、安倍首相の「丁寧に説明し、国民の理解を得ていく」との発言にあるように、政府においては、国民の不安や疑念を払拭するために、説明責任を果たすとともに、真に国民の命と平和な暮らしを守るための法律として、慎重な運用を求めるものであります。

そういった形の中で、この意見書を提出いたしたいと考えました。

議員各位の御理解、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第10号については、会議規則37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第10号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第10号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成27年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る9月10日開会、本日10月7日まで28日間の会期にわたりまして、終始御熱心にかつ慎重に御審議をいただきました。提出をいたしました14本の各種条例の制定あるいは改正、また、26年度の決算の認定、27年度の補正予算を初めといたしまして、各種議案につきまして、御議決をいただきましてまことにありがとうございます。審議におきましていただきました御指摘、御意見、御提案等につきましては、真摯にこれを受けとめ、これからの市政の運営に当たって十分踏まえてまいりたいと存じます。

これから、各地域のふるさと祭りなど秋のイベントシーズンを経て、暮れに向かってまいりますけれども、議員の皆様方には、くれぐれも健康に御留意の上、御活躍くださいますようお願いを申し上げます。

私どもも、これからいよいよ地方創生施策の推進あるいは来年度の予算編成作業等に当たってまいります。職員と一丸となって、市政推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、御報告でございますが、去る10月3日、4日と「第10回B—1グランプリ in 十和田」が、青森県の十和田市において行われました。これまで同様、郡上市からは「奥美濃カレー」と「めいほう鶏ちゃん」の2チームが出店をいたしました。私も両日現地に赴きまして応援をさせていただきました。残念ながら、今回も両チーム10位までの入賞はかないませんでしたけれども、青森まで出かけて行ってくださり、郡上市のPRに努めていただきました。両チームに対して敬意を表し、また、今後のさらなる活躍を願いたいというふうに思っております。このことについて、あわせて御報告を申し上げたいと思います。

以上、申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成27年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る9月10日から10月7日までの28日間にわたり、22会計の決算認定、補正予算など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができ

ました。議員各位の協力を深く感謝申し上げます。

また、齋藤、村瀬、両監査委員には、決算審査から決算認定となる本定例会まで長期にわたり、まことに御苦勞さまでありました。心よりお礼を申し上げます。

市長を初め、執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の、市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行者各位におかれましては、健康に御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年第3回郡上市議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前11時40分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎